定　款

株式会社ジオコード

2020年８月22日　改定

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社ジオコードと称し、英文表記はGEOCODE CO.,Ltd.とする。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)　ホームページ作成及びコンサルティング
(2)　インターネットメディア・コンテンツの企画・制作・運営及びコンサルティング
(3)　インターネットを利用したビジネス技術、システム構築、ソフト開発及びコンサルティング
(4)　インターネットを利用した各種情報提供サービス、情報収集サービス、及び広告宣伝に関する業務、並びにこれらの代理業務
(5)　インターネットでの通信販売事業
(6)　広告業及び広告代理業
(7)　パソコン及び周辺機器の販売
(8)　投資事業
(9)　企業の買収・売却、事業譲渡・譲受、合併、会社分割、資本提携及び業務提携その他の方法による 企業提携に関する仲介及び斡旋の取次
(10) 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は800万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（基準日）

第10条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第20条　当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は

電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条 当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（監査役の報酬等）
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会）
第35条 監査役会は各監査役が招集する。
２．監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。
３．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
４．監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

（常勤監査役）
第36条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の議事録）
第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役の責任免除）
第38条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第40条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条　当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年８月31日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２．未払いの配当財産には利息を付けないものとする。